

在職老齢年金制度について

60歳以降に老齢厚生年金の受給をしながら社会保険加入要件を満たしており、厚生年金保険の適用事業所に勤務している場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金額の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを在職老齢年金制度といいます。今年の4月より一部改正があったため確認していきましょう。

[1] 70歳まで年金の加入が必要

老齢厚生年金を受給していても、社会保険への加入要件を満たす場合には、70歳までは厚生年金に加入し保険料を納めなければなりません。これは、年金保険料を収めながら年金を受給することになり、改めて社会保険を喪失した後に、その分の年金は増額されることになります。

また、70歳以降は厚生年金の加入義務がなくなります。しかし、加入要件を満たすような働き方を継続している場合、年齢の上限なく、被保険者でなくても在職老齢年金制度による老齢厚生年金の支給調整は行われることになります。

[2] 65歳になれば年金が受給できる、とは限らない

「65歳になれば年金が受給できる」と思っていますか？老齢厚生年金は、報酬額が一定額を超えると厚生年金の一部または全額が支給停止されてしまいます。さらに注意すべき点は、支給停止された年金は遡及して取り戻すことはできません。繰り下げ受給を選択しても、支給停止期間の年金額は増額されず、そのまま消滅してしまいます。

[3] 老齢基礎年金には在職老齢年金の調整がされない

老齢厚生年金は在職老齢年金により調整されてしまう年金ですが、「報酬額が高いと老後の年金は一切受給できない」訳ではありません。

公的年金は基礎年金、厚生年金の2階建てになっています。そして、在職老齢年金で支給停止がかかるのは、厚生年金だけです（経過的加算は支給停止がかからず、加給年金は厚生年金が全額停止とならない限り支給停止がかかりません）。基礎年金には調整がかからないため、年金を受給できないと勘違いして受け取りの申請をしないまましていると、基礎年金を受給することができません。

[4] 年金の一部または全額支給停止の計算方法

現在の在職老齢年金制度においては、年金との調整は①月例給与②賞与のみを使用しますので、それ以外の収入（不動産収入）等は調整の対象外です。

【用語の説明】

基本月額…老齢厚生年金月額（加給年金額を除く）

総報酬月額相当額…（その月の標準報酬月額※）+

（その月以前1年間の標準賞与額※の合計）÷12

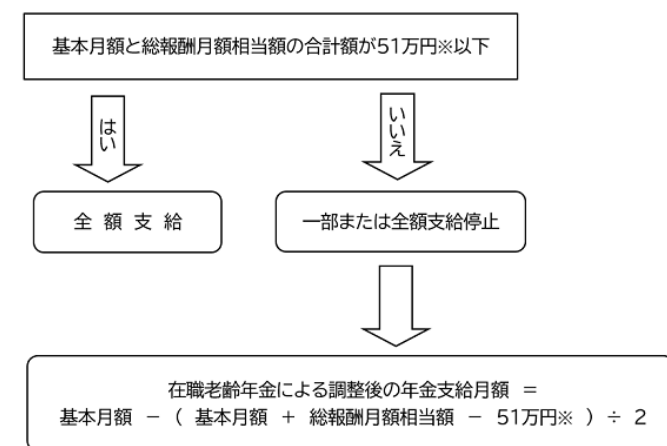
※標準報酬月額…健康保険や厚生年金保険の保険料や給付金などを算出する際に用いられる報酬の基準です。

※標準賞与額…賞与額から千円以下を切り捨てた額

上記の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止調整額に達するかで停止額が決まります。

[5] 在職老齢年金の支給停止調整額の推移

在職老齢年金の支給停止調整額は、毎年4月に改定されます。ここ数年の推移は、令和4年度が47万、令和5年度が48万、令和6年度が50万、そして令和7年度4月からは51万となっています。



[6] 在職老齢年金、令和8年4月にも基準見直し

令和8年4月にも支給停止調整額の見直しをする予定となっています。

政府は調整額を62万円に引き上げる方向で調整中です。従来の計算方法による令和8年の調整額が52万円、老齢厚生年金の平均支給額が10万円弱であることから、シニア世代の働き控えを減少させることを目的として52+10=62万円となっています。厚生労働省の試算では、基準額を62万円に引き上げると、働く高齢者への年金給付額は約2200億円増額され、その分、将来年金を受給する世代の厚生年金保険料を引き下がることのできる点も見直しの目的です。

在職老齢年金は個人の年金額や、就業状況によって判断は様々です。お困りの際には、詳細の状況をお伺いしアドバイスさせていただきますので、古田土人事労務へお気軽にご相談ください。